

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成29年1月20日（金）

社会・援護局

目 次

I 社会関係

(重点事項)	頁
第1 「我が事・丸ごと」の地域づくりについて（地域福祉課）	1
第2 生活困窮者自立支援制度の推進について（生活困窮者自立支援室）	
1 生活困窮者自立支援制度の状況等について	4
2 生活福祉資金について	1 3
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	1 6
第3 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護を取り巻く状況等について	1 9
2 就労・自立支援の充実について	2 0
3 医療扶助の適正化・健康管理支援等について	2 3
4 自立支援の推進について（就労支援以外）	2 6
5 平成29年度生活保護基準について	2 8
6 その他制度の適正な運用について	2 8
7 生活保護法施行事務監査等について	3 2
第4 社会福祉法人制度の見直しについて（福祉基盤課）	3 6
第5 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）	
1 福祉・介護人材確保対策について	4 9
2 外国人介護人材の受入れについて	5 6
第6 自殺対策の推進について	
1 自殺対策の状況等について	5 9
2 今後の自殺対策について	6 1

第7	地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）	
1	地域福祉の推進について	6 3
2	矯正施設退所者の地域生活定着支援について	7 6
第8	社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設の防災・防犯対策等について	7 7
2	独立行政法人福祉医療機構について	8 4
第9	地方改善事業等について（地域福祉課）	8 8
第10	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	9 2

（予算概要）

	平成29年度予算（案）の概要（平成28年度補正予算（案）を含む）	9 8
--	----------------------------------	-----

Ⅱ 給付金関係（総務課簡素な給付措置支給業務室）

第1	簡素な給付措置（臨時福祉給付金（経済対策分））の概要	1 0 6
第2	実施に向けた準備	1 0 8

Ⅲ 援護関係

(重点事項)

1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進・時効失権対策 について	1 1 1
2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について	1 1 2
3 遺骨収集等慰霊事業について	1 1 3
4 戦没者遺骨の DNA 鑑定及び遺骨等の伝達について	1 1 6
5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について（留意事項）	1 1 9
6 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	1 2 0
7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	1 2 4

(予算概要)

平成 29 年度予算（案）の概要	1 2 5
------------------	-------

(参考資料)

1 平成 29 年度予算案事項別内訳	1 2 7
2 援護年金について	1 3 0
3 援護年金等受給者数について	1 3 1
4 昭和館、しょうけい館について	1 3 2
5 援護関係資料の国立公文書館への移管について	1 3 3
6 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号） について	1 3 5

第1 「我が事・丸ごと」の地域づくりについて

(1) 現状、経緯

ア 誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 ―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―について

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化しているとともに、人口減少社会が進む中、効果的、効率的なサービス提供の必要性等が求められている現状を踏まえ、高齢者、障害者、児童等を分け隔てなく、包括的・総合的に支援する仕組みを構築することを目的に、平成27年6月に省内に橋本厚生労働大臣政務官（当時）を主査とする「新たな福祉サービスのシステム等あり方検討プロジェクトチーム」を設置し、同年9月に今後の福祉の方向性を示す「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 ―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―」（以下「新たな福祉ビジョン」という。）を取りまとめた。

内容は以下のとおりである。

① 新しい地域包括支援体制（全世代・全対象型地域包括支援）の確立

高齢者、障害者、児童等の分野を問わない包括的な相談支援及び必要なサービスの分野横断的かつ包括的な提供

② 生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立

③ 総合的な福祉人材の確保・育成

イ ニッポン一億総活躍プランについて

さらに、平成28年6月2日閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、新たな福祉ビジョンで示した方向性を具体化する形で、

- ・ 小中学校区等の住民に身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・ 市町村における、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制作り
- ・ 共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成に向けた取組の推進

等を進めることとした。

ウ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部等について

「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行うため、平成 28 年 7 月、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（以下「実現本部」という。）が設置された（社会・援護局では、実現本部の下に設置された 3 つのワーキンググループのうち、地域力強化ワーキンググループを担当）。

同年 10 月には、実現本部での検討に資するため、有識者や現場で先駆的な取組を実践している方々から構成される「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」（座長：原田正樹日本福祉大学教授）を設置し、

- ・ 住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方
- ・ 包括的な相談支援体制の整備の在り方

等について御議論をいただき、同年 12 月に、中間とりまとめを公表した。

（2）地域力強化検討会中間とりまとめについて

地域力強化検討会の中間とりまとめには、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるために次の事項等がとりまとめられた。

- ① 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」
 - ・ 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能の必要性
 - ・ 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場の設定
- ② 市町村における包括的な相談支援体制
 - ・ 協働の中核を担う機能の必要性
- ③ 地域福祉計画等の法令上の取扱い
 - ・ 地域福祉計画の充実
 - ・ 地域福祉の対象や考え方の進展の社会福祉法への反映
 - ・ 守秘義務に伴う課題
- ④ 自治体の役割
 - ・ 自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築の検討

この中間とりまとめを踏まえ、次期通常国会に提出を予定している介護保険法改正法案の中で、社会福祉法の改正を盛り込み、「我が事・丸ごと」の地域づくりを

推進する体制づくりを市町村の役割として位置づける等の措置を設けることとしている。

(3) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

新たな福祉ビジョンを受け、平成 28 年度より、市町村において、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築するとともに、ボランティアなどとも協働し、地域に不足する社会資源を創出するなどの取組をモデル的に実施するため、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を開始している（26 自治体で実施）。

平成 29 年度においては、多機関の協働による包括的支援体制構築事業に加え、ニッポン一億総活躍プランに提唱された地域共生社会の実現を確実なものとするために、新たに住民に身近な圏域の単位で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する事業を実施することとしており、合計で 20 億円を計上した（全国で 100 か所程度実施を想定）。

具体的な実施要綱等については、今後お示しすることとしているが、各自治体においては、積極的な取組をお願いしたい。

第2 生活困窮者自立支援制度の推進について

1 生活困窮者自立支援制度の状況等について

(1) 生活困窮者自立支援制度の施行状況

施行2年目を迎えた生活困窮者自立支援法に基づき、全国902の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- ・ 全国に約4,500人の支援員が配置され、平成27年度は1年間で約22万6千件、平成28年度は10月までの7ヶ月で約13万件の相談があり、
- ・ そのうち27年度においては約5万6千件、28年度は10月までに約3万8千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき、支援が進められている

など、着実に本制度が実施されてきていると考えている。

各自治体におかれては、各事業の実施状況等を十分に検証しながら、引き続き本制度の取組のさらなる推進をお願いしたい。

また、任意事業については、特に人口規模の小さい自治体では実施率が低調な傾向がみられることから、未実施の自治体におかれては、周辺自治体との共同実施や都道府県主導による広域実施等も参考に実施を検討いただきたい。

(2) 生活困窮者自立支援制度関係予算等について

ア 平成29年度予算（案）について

平成29年度予算（案）については、自立相談支援事業をはじめとする各種事業を着実に実施できるよう、28年度と同額の400億円を計上するとともに、生活困窮者の自立をより一層促進するために、

- ① 子どもの学習支援事業の推進（教育機関との連携強化）
- ② 生活困窮者等の就労準備支援の充実
- ③ 居住支援の取組強化

といった新たな取組を実施することとしている。

各自治体におかれては、これら新たな事業も含め、各種事業の積極的な事業展開をお願いしたい。

イ 子どもの学習支援事業の推進について

子どもの学習支援事業については、単に勉強を教えることのみならず、居場所の提供や将来の自立に向けた生活習慣、社会性の育成などにも力点を置いており、貧困の連鎖の防止の重要性から、平成 28 年度は約 5 割の自治体が本事業を実施するなど、各任意事業の中でも多くの自治体に取り組んでいる。

一方で、事業の連携や充実を図るために、子どもの状況を把握している学校や教育委員会との連携に必要性を感じているものの、十分に連携が取れていない、といった課題があり、今後、こうした課題への対応を強化していく必要がある。

このため、平成 29 年度予算（案）では、従来 of 事業に加え、教育機関との連携強化も含め、35 億円の予算額を計上している。教育機関との連携強化に関する具体的な取組としては、学校や教育委員会等との定期的な情報共有や、教育機関との関係構築の仕組みを作るための諸経費を対象とする予定である。これにより、子どもの課題や状況に応じた支援の更なる充実、事業対象者の掘り起こし、親も含めた世帯支援及び事業受託先となり得る教育経験者や団体の開拓などに繋がることが期待されている。なお、今回の教育機関との連携強化の他、昨年度に引き続き、高校中退防止の取組及び家庭訪問の強化を実施する自治体には、国庫基準の加算措置を行うこととしているため、各自治体においては、一層の取組強化をお願いしたい。

ウ 居住支援の取組強化について

生活困窮者の自立を図るためには居住を確保することが重要であることから、生活困窮者の居住支援については、

- ・生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）（平成 27 年 3 月 27 日社援地発 0327 第 13 号） ※国土交通省との連名
- ・生活困窮者自立支援制度における各種支援他制度の活用について（平成 28 年 2 月 22 日事務連絡）

において、生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会（※）との連携促進をお願いしてきた。

居住の確保に困難を抱える者は、家賃負担が家計を圧迫しがち、身寄りがなく、世帯の経済基盤が弱いといった場合に連帯保証人等が確保できない等の課題を有しており、こうした課題への対応を更に強化していく必要がある。

このため、平成 29 年度予算（案）では、

- ① 相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約を支援
- ② 不動産関係者、福祉関係者、居住支援協議会の有する物件（安価な家賃等）や居住支援サービス（保証人や緊急連絡先がなくても入居可能な物件等）の情報を収集し、不足しているものについては担い手（緊急連絡先不要で安価な家賃を自ら提供する社会福祉法人等）を開拓
- ③ 病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談による継続的な支援

といった、オーダーメイドの居住支援コーディネートに要する経費として、2.5 億円の予算を計上している。

本取組については、生活困窮者自立支援法第 6 条第 5 号に基づく事業のメニューとして位置付けることとしているので、積極的に取り組まれるようお願いする。

(※) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 10 条第 1 項に基づく協議会。地方公共団体（住宅部局、福祉部局）、不動産関係団体、居住支援関係団体等が参画するネットワーク組織。

47 都道府県、17 区市町に設置（平成 28 年 11 月末時点）。

また、こうした予算面の強化と合わせて、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を設置した。

厚生労働省・国土交通省においても、こうした場を通じて情報共有や協議を行い、従前以上に連携を深めていくこととしているので、各自治体においても、

- ・都道府県等に設置されている居住支援協議会と、自立相談支援事業との連携、
- ・市等における居住支援協議会の新規設置の検討、
- ・民間賃貸住宅の活用を想定した居住支援協議会の取組だけでなく、公営住宅担当との連携、

等について、さらなる取組をお願いしたい。

エ 生活困窮者等の就労準備支援の充実について

生活保護受給者や生活困窮者の中には、長期間の失業やひきこもりなど、就労意欲の低下や日常生活のリズムの乱れなどから、直ちに就職することが困難である者がいる。こうした者に対しては、就労意欲の喚起を図るとともに生活リズムの回復を図るなど、就労に向けた準備段階における就労準備支援事業による支援が必要である。

このうち、特に就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者など従来の支援では一般就労につなげることが困難である者を対象に、就労準備支援担当者による支援に加え、障害者等の支援により蓄積された専門的な就労支援のノウハウ（※）を活用する事業を就労準備支援事業の一類型として、平成 29 年度から新たに補助することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

※ 就労支援のノウハウの具体的な内容

- ① 支援対象者の就労阻害要因の分析、適職の選定、効果的な支援手法の検討など、適切なアセスメント
- ② 心身の健康状態の把握や信頼関係の構築など支援対象者が継続的に就労支援を受けられるようにフォローアップを福祉の専門知識を持つ者が実施

オ 国庫負担・補助の基準について

生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成 29 年度については、28 年度に設定している基準額から変更は行わない（子どもの学習支援事業における教育機関との連携強化に係る取組を実施する場合の加算額については、追ってお示しする。）。

また、各事業の国庫負担・補助においては、基準額に一定の経過措置を設けてきた。これらの経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していくことが必要であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平成 29 年度は一定程度縮減しつつ、継続することとする。

具体的には、自立相談支援事業については、29 年度ではモデル事業実施に係る経過措置の部分を 1.3 倍から 1.1 倍に変更することを予定している。このことに伴い、

- ① 所要額が加算額や保護率等に係る経過措置を加えた後の基準額を上回る自治体

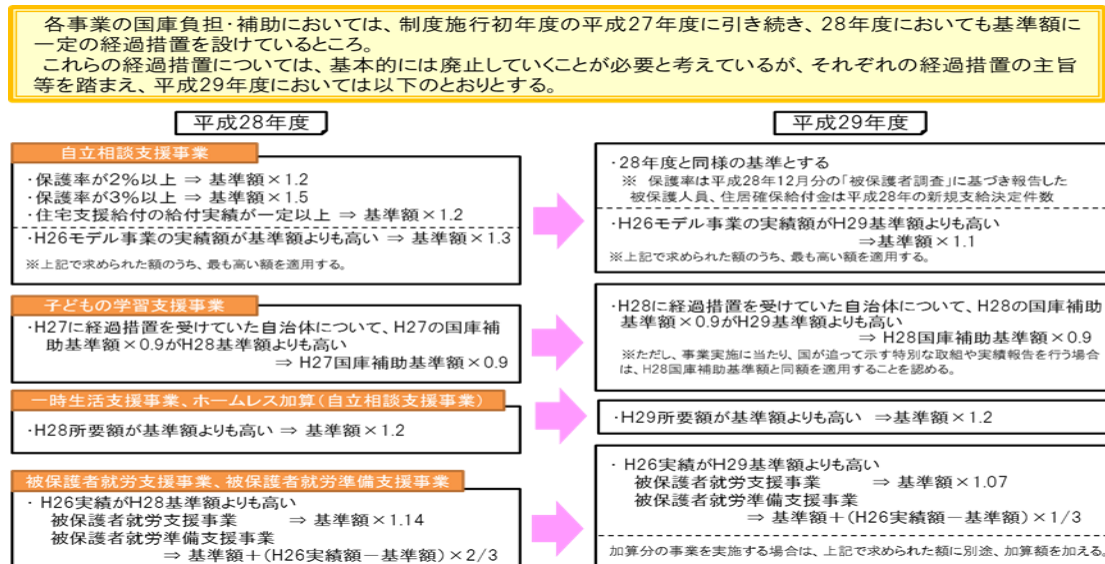
② モデル事業実施に係る経過措置の引き下げに伴い、所要額が引き下げ後の基準額を上回る可能性のある自治体

等については、支援実績等が評価できる場合は、個別協議に応じることを予定している。詳細については、追ってお示しする。

また、子どもの学習支援事業に係る経過措置については、28年度に経過措置を受けていた自治体について、①28年度の経過措置適用後の基準額の0.9倍が②29年度の基準額よりも高い場合は①を適用することとするが、「ニッポン一億総活躍プラン」にも子ども関連の施策が盛り込まれるなど、子どもの貧困対策関連で施策の充実が図られている状況もあることから、今後、国が示す特別な取組や実績報告を行うことを条件に、①の基準額に乗じる率を1.0倍に読み替えて適用することを想定している。詳細は追ってお示しする。

平成29年度の任意事業の実施予定について各自治体に確認したところ、任意事業に取り組む自治体は本年度よりもさらに増加する見込みとなっているが、平成29年度予算案に必要な予算を計上しているため、各自治体におかれては、引き続き効果的な事業実施をお願いしたい。

(参考) 平成29年度における経過措置の取扱いについて (案)



(3) 平成29年度における人材養成について

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の支援員向けの養成研修も加えて実施しているところであり、今後も当分の間、国による一貫性

のある人材養成を図ることとしている。

平成 29 年度においても、28 年度同様に研修を実施する予定であるが、今後、研修の実施主体を都道府県に移行していくことを見据え、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした、担当者研修の充実を図る予定としている。

各都道府県におかれては、担当者研修の積極的な受講をお願いするとともに、その研修内容や、追ってお示しすることとしている都道府県研修の講義・演習教材や講師用手引き等を参考に、都道府県担当者や国研修の修了者等が協力して企画・立案を行ったうえで、都道府県研修を実施していただきたい。

なお、平成 29 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 自立相談支援事業従事者養成研修：主任相談支援員 240 名程度
：相談支援員 480 人程度（年 2 回開催予定）
：就労支援員 240 人程度
- 就労準備支援事業従事者養成研修：120 人程度
- 家計相談支援事業従事者養成研修：120 人程度（年 2 回開催予定）
- 担当者研修：140 人程度

(4) 平成 29 年度に向けた取組のポイント等について

ア 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、包括的な相談支援体制を構築するものであり、「新たな縦割り制度の一つ」にならないように包括的な支援を実現していくことが肝要である。来年度で施行 3 年目を迎えるが、引き続き、「制度のめざす目標」である①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくり、を 5 つの支援のかたち（包括的、個別的、早期的、継続的、分権的・創造的な支援）を通じて実現していけるよう取組をお願いする。

また、本年度は、ブロック会議、全国担当者会議、ニュースレター等を通じて、

- ① 基礎自治体ヒアリングの結果をまとめた好取組事例集を示し、庁内関係部署や関係機関との連携体制の構築やアウトリーチの重要性、相談窓口の広報・周知方法等、相談支援の充実に向けた工夫をすることが重要である
- ② 任意事業の実施、他制度との連携、地域における就労の場の確保等、地域資源の開発も含めた支援メニューの充実を図っていただくことが重要であ

り、支援メニューを充実することで相談の質を高めることにもなるというポイントを示してきたが、来年度における事業実施の際においてもこれらを参考に取り組を着実に進めていただくようお願いする。

イ 支援の提供体制の見直し・検討

本年度、様々な機会を捉えて情報提供してきた事業実施のポイントや取組事例等を踏まえ、実施主体である各自治体においては、人員体制、事業構成等について本年度のものを所与とせず、来年度に向けて効果的・効率的な実施方法（人員配置、事業内外の役割分担等）を積極的にご検討いただきたい。

ウ 都道府県の役割

生活困窮者自立支援法の施行に当たり、都道府県には広域自治体としての様々な役割が求められている。特に、

- ① 基礎自治体における任意事業の実施に向けた働きかけや、広域での共同実施に向けた調整等を行うこと
- ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等のもとより、特に基礎自治体における支援技術の向上を図ること
- ③ 産業雇用部門のノウハウや各種団体のネットワークを生かし、基礎自治体における就労支援をバックアップすること
- ④ 都道府県に設置されている居住支援協議会と基礎自治体の自立相談支援事業の関係づくりを支援し、居住支援に取り組む基盤づくりをすること
- ⑤ 都道府県が福祉事務所設置自治体となっている圏域において、支援を必要とする方々に対して、町村と連携し、効果的・効率的に支援を提供すること
- ⑥ 基礎自治体の行政担当職員等同士で顔の見える関係づくりや、支援情報の共有が可能となる場を設定すること

について、積極的な取組をお願いしたい。

エ K P I の見直し

生活困窮者自立支援制度については、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率の4項目を目安値として挙げているが、支援対象者の経済的変化だけでなく、意欲の向上や社会参加の増加等も把握し、生活困窮者自立

支援法の効果を全体としてしっかりと評価できるよう、平成 28 年度から「新たな評価指標」を運用している。

一方、平成 27 年度に策定された「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 27 年 12 月 25 日閣議報告）においては、「施行状況を踏まえて KPI について 2016 年度に再検討」とされているが、27 年度の施行状況や新たな評価指標の運用を踏まえ、①就労・増収率の引き上げ、②「ステップアップ率」の追加、③つなぎ先の見える化についての見直しを行った（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）。

来年度においては、これらの K P I を踏まえた目安値を設定する予定であるが、引き続き取組を着実に進めていただくようお願いする。

なお、目安値の状況把握に用いている支援状況調査や新たな評価指標については、各自治体及び支援現場の業務負担にも留意しつつ実施しているものであるが、「平成 28 年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日地方分権改革推進会議決定）において、「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況調査については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、平成 28 年度中に結論を得る」とされていることを踏まえ、今後の取扱いについて、別途、「支援状況調査の報告期限について」（平成 28 年 12 月 27 日事務連絡）を発出しているので、ご了知願いたい。

(参考) K P I の各数値 ※下線部は見直した点

- ・自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 **【2018 年度までに 40 万件】**
 - ・自立生活のためのプラン作成件数 **【2018 年度までに年間新規相談件数の 50%】**
 - ・自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数
【2018 年度までにプラン作成件数の 60%】
- ・自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等) 件数 **【見える化】**
- ・就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合
【2018 年度までに 75%】
- ・継続的支援対象者の 1 年間でのステップアップ率 (※) **【2018 年度までに 90%】**
 - (※) 「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
- ・生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果 **【見える化】**
- ・任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況 **【見える化】**

(5) 生活困窮者自立支援法の見直しについて

生活困窮者自立支援法附則第2条においては、法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置のあり方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

さらに「経済・財政再生計画改革工程表」においては、次期生活保護制度の在り方の検討に合わせて、生活困窮者自立支援制度の在り方について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含むとされている。

こうした規定等を受け、厚生労働省においては昨年10月に「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を設置し、学識者、自治体、支援現場の関係者等の参集を得て議論を進めている。昨年末までに開催した5回の検討会では、制度施行により、これまでの制度では支援に繋がらなかった人に支援が行えるようになってきている中、支援を行う枠組みをより強化すべきとの観点から、

- ・ 自立相談支援事業に様々な関係機関から支援対象者がつながってくるのが重要ではないか、
- ・ 就労支援を強化し、地域の人材ニーズを踏まえて求人を作っていくことが必要ではないか、
- ・ 家計相談は、生活困窮者に対する支援としては必須の要素ではないか、
- ・ 子どもの学習支援事業を世帯支援の入口にしていくべきではないか、
- ・ 居住面の支援を充実させるべきではないか、
- ・ 高齢者に対する就労支援や居住支援の充実を図るべきではないか

といった様々なご意見をいただいている。今後、年度末にかけて本検討会において論点整理を行った上で、社会保障審議会に部会を設置して議論を深めていく予定である。

生活困窮者に包括的な自立支援を行うに当たっての自治体・支援現場における施行上の課題を洗い出し、支援を実施しやすい体系へ見直すことを念頭に置いているので、こうした検討過程にもご留意いただきたい。

2 生活福祉資金について

(1) 生活福祉資金を取り巻く状況について

ア 独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度の制度改正と今後の対応について

今般、「未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）」を踏まえ、経済的な不安により進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押しする観点から、平成 29 年度進学者から独立行政法人日本学生支援機構が実施する無利子奨学金（以下、「第一種奨学金」という。）の制度拡充が図られた。

一方、生活福祉資金（教育支援資金）貸付制度においては、他制度利用を優先としつつ、低所得世帯の就学に必要な費用等についての貸付けを行っている。そのため、就学に必要な費用（以下、「教育支援費」という。）の貸付けについては、他制度利用を優先とし、今般の第一種奨学金の制度改正後、重複する部分については、当該奨学金を活用されたい。

なお、第一種奨学金利用者であっても、日本学生支援機構の奨学金の申請を行ったが、決定までに時間を要する（納入期限に間に合わない）等、一時的に当面の学費等の支払いが困難であるなどの場合にあっては、必要となる数ヶ月分についての貸付けを行うことは差し支えないが、日本学生支援機構の奨学金が決定され次第、教育支援費の貸付分については償還を行うこととされたい。

また、第一種奨学金の貸与月額以上に学費等の経費が必要な場合には、その差額についても教育支援費の貸付けを行うことは差し支えないので、上記と併せて適切な運用をしていただきたい。

なお、今般の第一種奨学金の制度拡充にともない、当該制度と貸付対象が重複する部分に係る貸付原資については、今後、国庫への返還を求める予定である。具体的な取り扱いについては、追って正式に通知するので、予めご承知おき願いたい。

あわせて、文部科学省では、低所得世帯の大学生らを対象とする給付型奨学金について、平成 29 年度は経済的負担の大きい私立大学の下宿生らに限定して先行的に実施し、平成 30 年度から本格実施することとしている。給付型奨学金の詳細については、随時、情報提供を行っていくので、今後の動向にご留意いただきたい。

イ 会計検査院の意見表示と今後の対応について

平成 28 年 10 月、会計検査院から厚生労働省に対し、

- ・生活福祉資金貸付事業のために都道府県社会福祉協議会が保有する資金の額について、適正な評価を行うための判断基準を設けること
- ・判断基準に照らして過大と認められた場合に補助金を国庫に返還出来るよう、交付要綱の改正等を行うこと

との意見が表示された。

今後、会計検査院の意見の趣旨に沿って、判断基準等の作成など所要の措置を講じる必要があるが、判断基準の作成にあたっては、各都道府県社会福祉協議会における貸付額の見込みや償還状況、また緊急的な措置への対応など、多角的な視点から検討していく。

具体的な取扱いについては、追って正式に通知するので、予めご承知おき願いたい。

ウ その他

① 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において、事業の廃止が決定されている。

また、平成 25 年 3 月に厚生労働省が策定した「年金担保貸付事業廃止計画」においては、廃止に当たり、生活福祉資金貸付制度が主たる代替措置と位置づけられているほか、平成 28 年度に具体的な廃止時期を判断することとしている。

本件に関しては、具体的な方向性が定まり次第、随時、情報提供を行っていくこととするが、今後の動向についてご留意願いたい。

② 各種データの収集に関する調査依頼

生活福祉資金貸付制度を取り巻く諸課題への対応にあたり、今後、各種調査を実施することとなった場合には、ご協力をお願いしたい。

(2) 平成 29 年度予算（案）について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費については、平成 27 年度より、事業実績（「貸

付件数」と「償還件数」)に応じた補助基準を新設し、一定程度の経過措置を設けるとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施してきた「生活福祉資金体制整備事業」については、基金廃止に伴う激変緩和を目的とした経過措置として、貸付原資の取崩しにより事務費に使用することを可能とする取扱いを行っている。

平成 29 年度の取扱いについては、会計検査院の意見表示、奨学金制度の拡充、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く状況に様々な動きがあることを踏まえ、補助金の経過措置及び取り崩し基準とともに据え置くこととする。

平成 30 年度以降の取扱いについては、それらの状況を勘案するとともに、今後、都道府県・市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力(成果)をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていくこととする。

(3) 生活困窮者自立支援法との連携の促進について

平成 27 年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金制度がより効果的、効率的に機能することを期待して、総合支援資金及び緊急小口資金について所要の見直しを行うとともに、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とし、あわせて家計相談支援事業の利用が望ましいとした。

自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれからみても、連携しているケースのうち、約 6～7 割がインテーク・アセスメント段階から連携を開始しており、自立相談支援機関と社会福祉協議会の連携が促進されてきているものといえる。

また、約 7 割の社会福祉協議会から自立相談支援機関に対して、総合支援資金の償還状況について何らかの報告が行なわれており、貸付決定後も一定の連携が図られている。

複合的な課題を抱える方に対しては、両制度が連携することが重要であるが、単なる情報提供にとどまるのではなく、相談に来た生活困窮者の自立につながる貸付けであるかに着目することが非常に重要であると考えられることから、より一層の連携強化をお願いしたい。

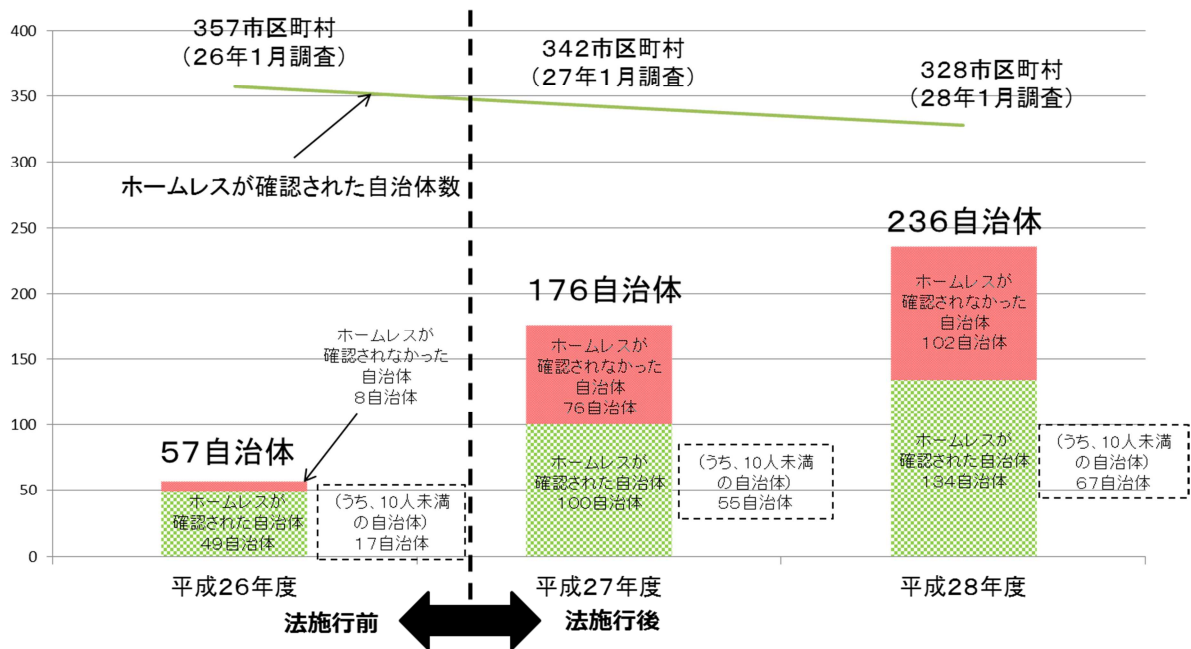
3 ホームレス等への自立に向けた支援について

(1) 生活困窮者自立支援法施行後におけるホームレス対策について

ホームレス対策は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業等に位置づけることにより、安定的な財源を確保した。

法施行より約1年9ヶ月が経過したが、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向である中、一時生活支援事業の実施自治体数は大幅に増加しており、特にホームレスが確認されなかった自治体、あるいは非常に少ない（10人未満）自治体における取組が広がっている。

(参考) 一時生活支援事業の実施自治体の推移

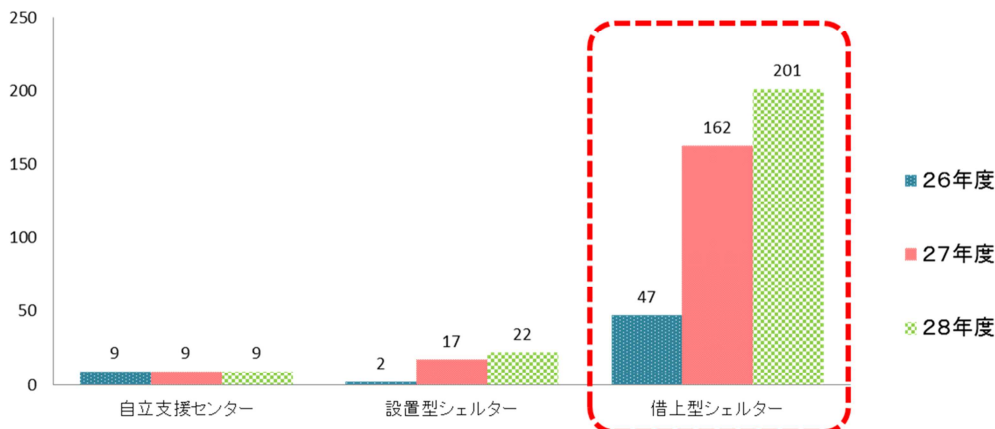


また、実施形態としては、旅館やアパート等の一室を借り上げる形式の「借上型シェルター」が大幅に伸びており、特に人口15万人未満の中小規模の自治体では、シェルターを設置している自治体の自立相談支援機関（特に就労相談支援員）と密接に連携することによって、利用者の多くが就職に結びついているような事例も見受けられる。

(参考) 一時生活支援事業の実施形態の推移

実施自治体数

※ 同一自治体において、複数の実施形態で実施している場合は、それぞれの形態(センター、シェルター)に計上している。



さらに、都市部においては、法人へ事業を委託し、「設置型シェルター」として、民間アパートを借り上げ、相談員が常駐するといった取組をする自治体も見られる。

このような実施形態は、ホームレスを含め、住居に不安のある生活困窮者の少ない中小規模の自治体においても比較的取り組みやすいものと考えられるため、一時生活支援事業未実施の自治体においては、今後の取組に当たり是非参考とされたい。

(参考) 設置型シェルターの実施形態の考え方

類型	該当する事業
設置型シェルター	一時生活支援事業 + 自立相談支援事業(相談員)
借上げ型シェルター	一時生活支援事業 ※相談は自立相談支援事業の相談員が出向く等により対応

- 運営する主体が宿泊場所を提供し、かつ同一の場所で相談支援を提供するならば、住居の形態はアパート等の借り上げであっても、設置型シェルターとして解することが可能。
- 神奈川県相模原市では、法人へ事業を委託し、民間アパートを借り上げ、相談員が常駐し対応する設置型シェルターとして、平成28年度から新たに取り組んでいるところ。

また、その他、ホームレスを含め、住居に不安のある生活困窮者については、自立相談支援事業のアセスメントにより、住居の不安以外の課題についても十分に把握し、支援（一時生活支援事業の利用の他、既存の社会資源等の活用も含めた支援）を行うことが重要であるので、改めてご認識いただくようお願いするとともに、本事業の利用対象者の数が少ないと思われる自治体においても、住居に不安を抱える生活困窮者は一定程度存在することから、自治体による単独実施が困難な場合には、一時生活支

援事業の広域的な取組を行うなどの方法により、一時生活支援事業の実施をお願いする。

(参考) 広域実施の取組事例

①大阪府の取組事例		②静岡県の取組事例	
○ 大阪府では、府が中心となり、一時生活支援事業の広域実施を行っている。		○ 静岡県では、複数の市が一機関に委託し共同実施する形で、一時生活支援事業の広域実施を行っている。	
自治体	大阪市を除く全ての市町村	自治体	三島市、沼津市、富士宮市、富士市、藤枝市、島田市、掛川市、熱海市、伊豆市、焼津市
取組内容	<p>・シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つの地域ブロックに分け、事業を実施。</p> <p>【府、市町村の役割分担】 <大阪府> ・旅館ホテル生活衛生同業組合や救護施設への協力依頼等による施設の開拓及び各市町村が開拓した施設との調整。 ・市町村間の総合調整及び助言、実施要領の作成等の後方支援を行う。 <契約市> ・年度ごとに輪番で、各ブロックに所属する一市が契約市としてブロック内のホテル等の宿泊施設と賃貸契約を結び借り上げ。 ・月ごとの契約施設利用料の精算事務及び各市町村の当該年度利用料の請求事務。 <契約市以外の各市町村> ・市町村管内での協力施設の開拓。 ・これまでの実績を参考に、各市町村において当年度必要額を予算計上する。</p>	取組内容	<p>NPO法人が中心となり、10市による広域実施。</p> <p>①住居の提供 ・各市の自立支援相談窓口を通じ、緊急的に住居を必要とする人に住まいの提供を行う。</p> <p>②利用状況の把握・安否確認 ・3名の職員が施設事務所に勤務 ・入居時に聞き取りアセスメント・プランの作成 ・生活相談・指導(生活習慣の改善)、就労相談・指導(キャリアコンサルタントによる相談)、家計相談・指導等により生活状況の記録作成</p> <p>③食事の提供 ・フードバンクを利用し食材を確保、入居者で協力しながら食事の準備・調理・片付け等、自立につながる自炊等ができる環境を整える ・自立後も食糧支援による継続支援</p>

(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)については、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施している。平成29年調査(平成29年1月実施)については、既にご協力いただいた(例年4月に公表。今年の公表日程はおってお知らせする。)が、来年も実施する予定であり(平成30年1月を予定)、平成29年度予算(案)に当該調査に関する所要の予算を確保したので、引き続き、ご協力願いたい。

また、平成28年10月には、毎年実施している概数調査だけではなく、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者に対する生活実態調査を実施した。ご協力をいただいた各自治体の皆さまには厚く御礼を申し上げます。

本調査については、今後集計を経て、有識者のご意見を伺いながら集計結果の分析を行うこととしており、分析の進捗状況などを踏まえながら、公表する時期については改めてお知らせする。